

## リターナブルびんのエコマーク

環境に優しい商品の代名詞であるエコマーク商品類型では、対象製品が認定基準を満たしていれば、ISO14020、ISO14024に則り第三者機関「公益財団法人 日本環境協会」により「タイプI環境ラベル」表示が認められています。

リターナブル容器・包装資材は、ワンウェイ（一回の使用で廃棄してしまうもの）容器・包装をリサイクルするよりも環境に与える負荷が小さく、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の中でも優先的に選択されることが望ましい消費行動と言えます。リターナブル容器・包装資材にエコマークを付与することにより、消費者や事業者が積極的にこれを選択していくことが望めます。

### ガラスびんに関するエコマークの認定基準

種類・表示	認定の基準（抜粋）
<p>リターナブルびん</p>  <p>リターナブル容器 平均〇〇回つかえる エコマーク認定番号 〇〇〇〇〇〇〇〇</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●実績として平均5回以上繰り返し使用されていること。</li> <li>●上記の繰り返し使用に耐えられる設計がなされていること。</li> <li>●回収するシステムが確立（再使用可能）し、その情報表示または、情報公示がなされていること。</li> <li>●製品製造時の有害物質および水質汚染物質の排出については、工場が立地する地域の環境法規や協定などを遵守していること。</li> <li>●ラベルや表面塗装および材料の染色に使用される色材は、印刷インキについては、印刷インキ工業会のネガティブリストに該当しないこと。セラミックインキについては、食品衛生法に基づくカドミウム、鉛の溶出試験に適合すること。</li> <li>●廃棄時には、カレット原料としてリサイクルされること。</li> </ul>

## 国の購買行動を示すグリーン購入法

国が環境負荷の低い物品調達に主導的に取り組むのが、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」です。

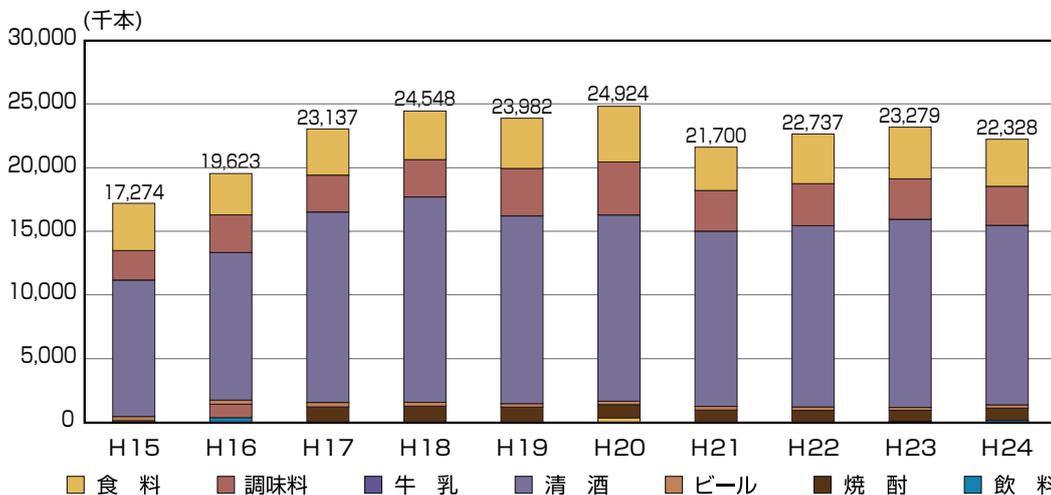
グリーン購入を推進する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成25年2月）では、リユースという言葉が22回、再使用という言葉が172回も使われています。

役務の20-3に食堂という記述がありますが、その配慮事項に、⑤再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること、という記述が入りました。

役務の20-10の小売業務の配慮事項にも、「庁舎内の店舗において取り扱う商品については、再使用のために容器包装の返却・回収が可能なものであること、又は簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること」、という記述が入り、リデュース・リユースに対して配慮をするように述べています。

グリーン購入法は、国や独立行政法人については、義務ですが、地方自治体についても努力義務となります。リユースびんについては、地域での循環が重要となりますので、地方自治体の協力が重要となります。

### Rマークびんの出荷量の推移



（資料：日本ガラスびん協会 出典：ガラスびんリサイクル促進協議会）